

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500710号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600026号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月、平成21年12月、平成22年8月、同年12月、平成23年12月、平成24年8月、平成25年8月及び同年12月の賞与の支払年月日及び標準賞与額については、別表のとおり訂正することが必要である。

平成20年12月、平成21年12月、平成22年8月、同年12月、平成23年12月、平成24年8月、平成25年8月及び同年12月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月、平成21年12月、平成22年8月、同年12月、平成23年12月、平成24年8月、平成25年8月及び同年12月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月
② 平成21年12月
③ 平成22年8月
④ 平成22年12月
⑤ 平成23年12月
⑥ 平成24年8月
⑦ 平成25年8月
⑧ 平成25年12月

A社の元同僚から同社の賞与記録がないことを聞き、年金事務所で確認したところ、私の賞与記録もないことが分かった。

私は、賞与明細書は保管していないが、請求期間①から⑧までの各期間に賞与が支給されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までの各期間について、A社から提出された総合振込依頼明細表、総合振込送信データ一覧、請求者から提出された預金通帳及び元同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、同社から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の総合振込依頼明細表等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間①から⑧までの各期間に係る賞与支払年月日については、A社からの回答及び請求者から提出された預金通帳から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、当該各保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 4 月 27 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求 期間	賞与支払年月日	標準賞与額
①	平成 20 年 12 月 12 日	5 万円
②	平成 21 年 12 月 15 日	12 万円
③	平成 22 年 8 月 10 日	12 万 2,000 円
④	平成 22 年 12 月 10 日	12 万 2,000 円
⑤	平成 23 年 12 月 9 日	12 万円
⑥	平成 24 年 8 月 10 日	12 万円
⑦	平成 25 年 8 月 9 日	12 万円
⑧	平成 25 年 12 月 20 日	12 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2501047 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600024 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 12 日
② 平成 21 年 12 月 15 日
③ 平成 22 年 8 月 10 日
④ 平成 22 年 12 月 10 日
⑤ 平成 23 年 12 月 9 日
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日
⑦ 平成 25 年 8 月 9 日
⑧ 平成 25 年 12 月 20 日

年金事務所から、A 社に勤務していた期間の賞与記録を確認するようとの連絡があったので確認したところ、賞与記録がないことが分かった。

私は、賞与明細書は保管していないが、請求期間①から⑧までの各期間に賞与が支給されていたことを覚えているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑧までの各期間について、A 社から提出された総合振込依頼明細表、総合振込送信データ一覧及び元同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、同社から別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の総合振込依頼明細表等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、当該各保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 4 月 27 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請 求 期 間		標準賞与額
①	平成 20 年 12 月 12 日	7 万円
②	平成 21 年 12 月 15 日	12 万円
③	平成 22 年 8 月 10 日	13 万 5,000 円
④	平成 22 年 12 月 10 日	14 万円
⑤	平成 23 年 12 月 9 日	13 万円
⑥	平成 24 年 8 月 10 日	13 万円
⑦	平成 25 年 8 月 9 日	13 万円
⑧	平成 25 年 12 月 20 日	13 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600102号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年9月30日から平成16年5月1日まで

平成13年5月から平成16年4月までの間、A社に在籍したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は平成13年9月30日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を平成16年5月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に勤務又は在籍し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、B社は、請求者はA社に勤務していたが、資料が無いため、勤務期間及び雇用形態は不明である旨回答しており、請求期間において厚生年金保険の被保険者となる勤務形態であったか否かについて確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間の全部又は一部の期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に請求者の勤務実態等について照会を行ったが、請求者のことを知っていると回答した4人は、いずれも請求者の勤務実態等は不明である旨回答していることから、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者のA社における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る処理は、社会保険事務所(当時)において平成13年10月16日付けで行われており、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、請求者の請求期間当時の住所地であるC市は、請求者は請求期間において同市の国民健康保険に加入している旨回答している。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、請求者が請求期間において、A社に厚生年金保険の被保険者要件を満たして勤務又は在籍していたこと及び厚生年金保険料を控除されていたことについて、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。